

令和2年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金制度(一般分)について

兵庫県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」を活用し、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の生徒に対して授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学給付金を支給します(返還の必要はありません)。

所定の基準にあてはまり、**県内にある学校に在学の場合は学校に、県外にある学校に在学の場合は兵庫県に直接申請してください**(通信制高等学校は本校所在地で判断します)。

兵庫県の奨学給付金(一般分)の支給を受けることができる人

◆ 対象者の条件

令和2年7月1日現在、私立の高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校・専修学校(高等課程)・各種学校及び高等学校等専攻科に在籍する生徒の保護者が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

- (1) **保護者**(学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者)が**兵庫県在住であること**(生徒の居住地は兵庫県外でも構いません)。
- (2) **生活保護世帯(生業扶助受給)**または、令和2年度の**市町民税所得割額及び県民税所得割額(保護者の合計額)が0円**であること。

＜ご注意＞

- ※ 生徒が平成26年3月以前に高等学校等に在籍していた場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和2年7月1日現在高等学校等に在籍していない場合は、対象外です。
- ※ 生徒が令和2年7月1日現在高等学校等を休学している場合は、対象外です。
- ※ 保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、対象外です。
- ※ 保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合は、対象外です。
- ※ 保護者が兵庫県内と兵庫県外に別居し、兵庫県外在住の保護者が、兵庫県以外の都道府県が国補助金を受けて実施する類似制度を申請している場合は、対象外です。
- ※ 高校生一人につき申請できる回数は3回(定時制・通信制は4回、専攻科は専攻科分として2回)までです。
- ※ 学び直し支援金対象者は上記に加え、追加で1回(定時・通信制は追加で2回)申請できます。
- ※ 経済状況等の悪化により家計が急変し、市(県)民税の所得割が非課税(0円)世帯相当であると認められる場合は、奨学給付金(家計急変分)を申請してください。

◆ 支給額(家族構成や学校の種別によって支給額が異なります。)

区分	支給基礎額(年額)			加算額 オンライン学習に係る通信費
	全日制 定時制	通信制	専攻科	
生活保護世帯(生業扶助受給)	52,600円	52,600円		
令和2年度市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円(保護者全員の合算)	下記を除く高校生等	103,500円		
	保護者等に扶養されている ① 2人目以降の高校生等 又は ② 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の保護者等に扶養されている兄弟姉妹(高校生等以外)がいる高校生等	138,000円	38,100円	38,100円

- ※ 15歳以上23歳未満：平成9年7月3日～平成17年4月1日に生まれた方を指します。
- ※ どの支給区分に該当するかは、「令和2年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート」でご確認下さい。
- ※ 加算額はオンライン学習に係る通信費を負担、もしくは今後負担する場合のみ対象です。学校においてオンライン学習を行っていない場合も、家庭学習を行っている場合は対象となります。

◆ 申請書の提出

提出期限 令和2年9月30日（水曜日）消印有効

※期限を過ぎた申請は受付できません。期限を過ぎた後に送付されても返送いたしませんので、ご了承ください。

※期限間近に送付する場合、郵便局の窓口を持ち込み「本日の消印を押してほしい」と申し出ればその日の消印が押印されます。

※到着確認のお問い合わせにはお答えできません。到着を確認したい方は、特定記録や書留等による送付をお願いします。

提出先 〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県庁私学教育課 奨学給付金担当

※窓口はありませんので、持参による提出はご遠慮ください。

必要書類

※書類の詳細は、「申請に必要な書類について」をご確認ください

※書類の不足や不備が例年多くあります。送付前に十分ご確認ください。

- 申請書 (黒色のボールペンで記入)
- 住民票 (世帯全員分)
- 在学証明書
- 申請者名義の通帳のコピー
- 保護者の税額等を証明する書類 (保護者全員分)
- 健康保険証のコピー (対象生徒及び兄弟姉妹分)
- 対象生徒以外の奨学給付金支給申請書のコピー (該当の場合のみ)
- 個人対象要件証明書 (専攻科に在籍する場合のみ)
- 通信費に係る契約書(写)又は誓約書 (加算額を申請する場合のみ)

2人以上申請し、いずれも県外私立校に在籍しているため県私学教育課に申請する場合、共通する添付書類（住民票や保護者の税額を証明する書類等）は1部のみの提出で構いません（県内校と県外校、公立校と私立校といった場合は、それぞれに提出をお願いします）。

◆ 支給の決定

- ・ 奨学給付金は、支給決定後、申請書に記載の口座に振り込みます。支給は原則として受付順で行いますが、書類の不足や記載内容の確認が必要な場合は、順番が前後することがあります。
- ・ **支給時期：令和3年3月末まで順次**（書類不備等があれば令和3年4月～5月となる場合があります。）

※支給時期をお問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。支給の有無が決定しましたら、書面にてお知らせします。

- ・ 生徒の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、保護者に扶養されていることを健康保険証等で確認できない場合、扶養されている兄弟姉妹が「いない」区分になります。
- ・ 虚偽の申請や不正受給が判明した場合は、支給の決定を取り消します。

申請に必要な書類について

申請に必要な書類は、以下のとおりです。
漏れがないか確認の上、申請してください。

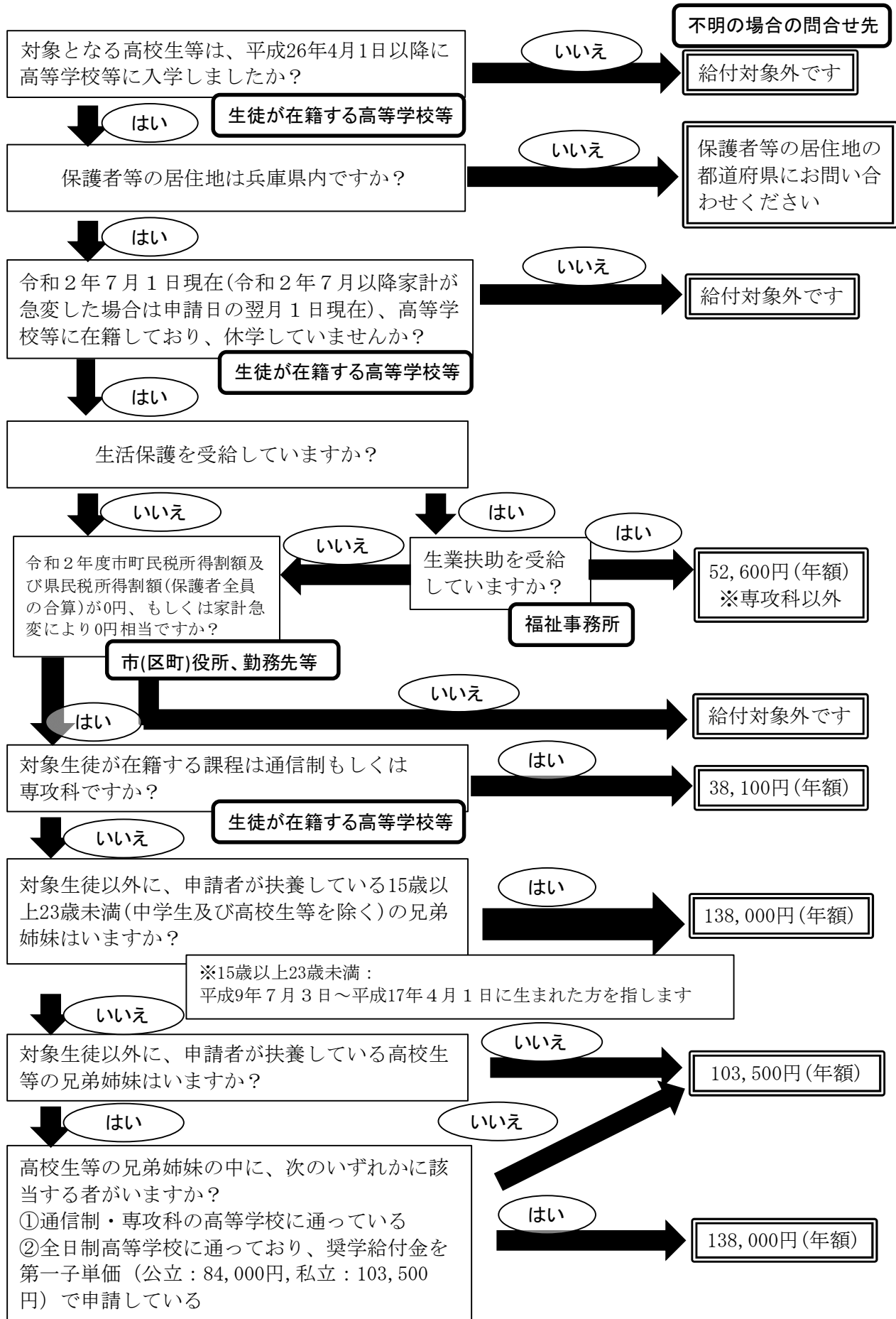
◎：必ず必要
△：該当する場合のみ必要

必要書類	発行機関	支給額ごとの必要書類			
		52, 600	38, 100	103, 500	138, 000
① 私立高等学校等奨学給付金支給申請書 (表裏2面) (黒色のボールペン(消せるボールペン不可)で記入)	申請者が記入	◎	◎	◎	◎
② 世帯全員分の住民票(令和2年7月1日以降発行のもの) (住民票記載事項証明は不可)	市(区町)役場	◎	◎	◎	◎
・申請者の世帯全員分(続柄の記載があるもの)					
・保護者、対象生徒、対象生徒以外に扶養する高校生等もしくは15歳以上23歳未満の兄弟姉妹で住所地が異なる者がある場合は、その者全員分の住民票(在寮証明書でも可)		△	△	△	△
③ 在学証明書 (令和2年7月1日以降発行のもの) ・別添の「在学証明書」に、学校の証明(押印)を受けて提出してください。 (学校の様式の場合、必要事項の追記と押印が必要です)	高等学校等	◎	◎	◎	◎
④ 申請者名義の通帳のコピー(昨年度と同一の口座の場合は省略可) ・申請書に記載した口座の、銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの(キャッシュカードのコピーでも可)。	申請者がコピー	◎	◎	◎	◎
⑤ 保護者の収入を証明する書類(以下のいずれか)					
(ア) 生活保護世帯のうち、生業扶助を受給している世帯 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(令和2年7月1日以降発行のもの) ・別添の「生業扶助受給証明書」に、福祉事務所の証明(押印)を受けて提出してください(市町が発行する証明書により、生業扶助の受給が証明できる場合は、市町が発行する証明書でも可)	福祉事務所	◎	—	—	—
(イ) 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していない世帯 生活保護を受給しているが、生業扶助を受給していないことが分かる証明書(令和2年7月1日以降発行のもの。 保護開始が令和2年1月2日以降の場合は、別の書類が必要となりますので、お問い合わせください。) ・市町が発行する、生業扶助を受給していないことが明記されている「生活保護受給証明書」 ・申請者、対象生徒、対象生徒以外の兄弟姉妹との扶養関係が分かる証明書	福祉事務所	—	◎	◎	◎
(ウ) 市町民税所得割額及び県民税所得割額が0円の世帯(生活保護受給世帯を除く) 保護者全員の令和2年度課税証明書・非課税証明書 ・控除対象配偶者の場合も、課税証明書が必要です。 ・「特別徴収税額決定通知書」「納税通知書及び明細書」のコピーでも構いません。	市(区町)役場	—	◎	◎	◎
⑥ 健康保険証のコピー					
・対象生徒(必須)	申請者がコピー	—	◎	◎	◎
・対象生徒以外の申請者が扶養する高校生等もしくは15歳以上23歳未満(中学生を除く)の兄弟姉妹分		—	—	◎	◎
⑦ 対象生徒以外の奨学給付金支給申請書のコピー ※対象生徒以外に高校生等の兄弟姉妹がいる場合のみ	申請者がコピー	—	—	△	△
⑧ 個人対象要件証明書 ※対象生徒が高等学校等専攻科に在籍する場合のみ	高等学校等	—	△	—	—
⑨ 通信費に係る契約書の写し又は誓約書 ※オンライン学習に係る通信費加算を申請する場合のみ	申請者がコピー等	—	△	△	△

いずれか該当する方

※コピーと明記しているもの以外は原本が必要です。

令和2年度兵庫県私立高等学校等奨学給付金申請額確認シート



※扶養しているかどうかの確認は、原則として健康保険証で行い、令和2年7月1日現在（7月1日以降に家計急変が生じた場合は、申請日）の状態と判断します。確認ができない場合は「扶養していない」区分となります。